

# 『専門実践教育訓練給付金制度』の指定を受けました

(※平成27年4月入学生から適用)

## 専門実践教育訓練給付金とは

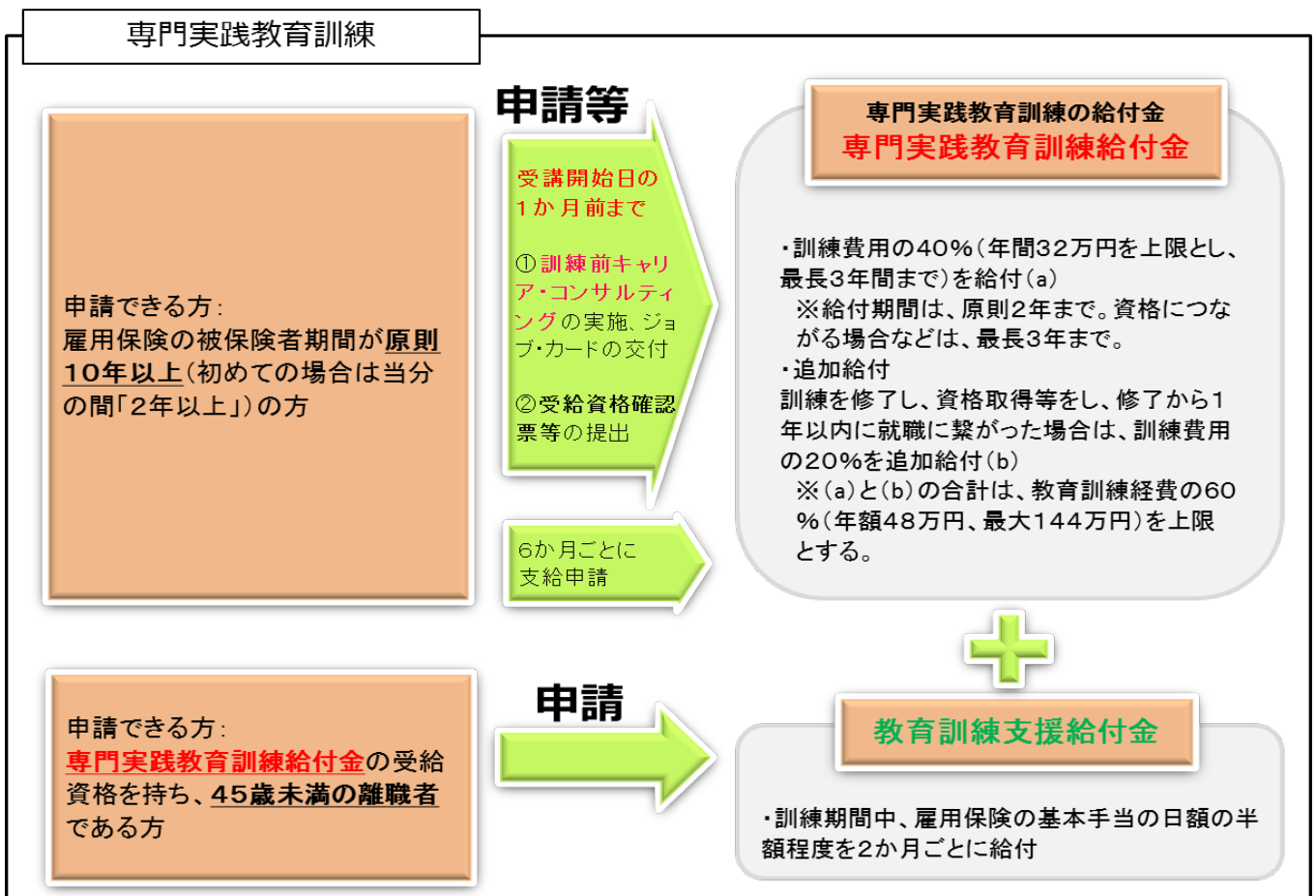
働く人の主体的で、中長期的なキャリア形成を支援し、雇用の安定と再就職の促進を図ることを目的とする雇用保険の給付制度です。

厚生労働大臣が専門的・実践的な教育訓練として指定した講座（専門実践教育訓練）を受講した場合、本人が支払った教育訓練経費の一定の割合額（上限あり）をハローワークから支給する制度です。

## 教育訓練支援給付金とは

専門実践教育訓練給付金の受給資格を持つ方のうち、受講開始時に45歳未満であることや専門実践教育訓練を修了する見込みがあることなど、一定の要件を満たす方は、訓練期間中に「教育訓練支援給付金」を受けることができます。この教育訓練支援給付金の日額は、原則として雇用保険の基本手当の日額の50%に相当します。

### ◆専門実践教育訓練給付の支給の流れ



◆現在、雇用保険の一般被保険者であるか、また一般被保険者であったなど、一定の要件を満たす方が対象。

# 専門実践教育訓練給付金

## < 支給対象者 >

次の①または②に該当する方

① 雇用保険の一般被保険者

専門実践教育訓練の受講を開始した日に雇用保険の一般被保険者の方のうち、支給要件期間が10年以上ある方

② 雇用保険の一般被保険者であった方

受講開始日に一般被保険者でない方のうち、一般被保険者資格を喪失した日（離職日の翌日）以降、受講開始日までが1年以内（適用対象期間の延長が行われた場合には最大4年以内）であり、かつ支給要件期間が10年以上ある方

※上記①②とも当分の間、初めて教育訓練給付の支給を受けようとする方については支給要件期間が2年以上あれば可。

## < 支給額 >

専門実践教育訓練の受講中、**教育訓練経費の40%**（年間上限32万円）にあたる給付を最大3年間受けることができます。

また、訓練修了後1年以内に資格を取得し、かつ終了した日の翌日から1年以内に一般被保険者として雇用された場合は、**さらに20%が追加支給**されます。

## < 申請手続き >

**受講開始日の1ヶ月前まで**に行う必要があります。

手続きは、原則本人の住所を管轄するハローワークに対して行いますので、必ず詳細を確認のうえ、期限に間に合うように早目に手続きをして下さい。

詳しくは下記をご覧ください。

[ハローワーク] 専門実践教育訓練給付金のご案内

[https://www.hellowork.go.jp/dbps\\_data/\\_material\\_/localhost/doc/kunren2.pdf](https://www.hellowork.go.jp/dbps_data/_material_/localhost/doc/kunren2.pdf)

[厚生労働省] 教育訓練給付制度について

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000058556.html>

[最寄りのハローワーク]

<http://www.mhlw.go.jp/kyujin/hwmap.html>